

平成 30 年 10 月 3 日

薬事・食品衛生審議会  
食品衛生分科会長 村田 勝敬 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
農薬・動物用医薬品部会長 穂山 浩

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
農薬・動物用医薬品部会報告について

平成 30 年 8 月 22 日付け厚生労働省発生食 0822 第 5 号をもって諮問された、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づくピリオフェノンに係る食品中の農薬の残留基準の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

# ピリオフェノン

今般の残留基準の検討については、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたこと及び関連企業から「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

## 1. 概要

(1) 品目名：ピリオフェノン [ Pyriofenone (ISO) ]

(2) 用途：殺菌剤

ベンゾイルピリジン系の殺菌剤である。詳細な作用機構は不明であるが、病原菌の吸器及び分生子の形成阻害並びに二次付着器及び菌糸の形態異常を低濃度で誘起することにより殺菌効果を示すと考えられている。

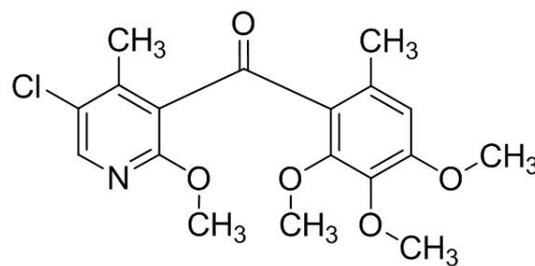
(3) 化学名及びCAS番号

(5-Chloro-2-methoxy-4-methylpyridin-3-yl) (2,3,4-trimethoxy-6-methylphenyl)methanone (IUPAC)

Methanone, (5-chloro-2-methoxy-4-methyl-3-pyridinyl)

(2,3,4-trimethoxy-6-methylphenyl)- (CAS : No. 688046-61-9)

(4) 構造式及び物性



分子式	$C_{18}H_{20}ClNO_5$
分子量	365.81
水溶解度	$1.56 \text{ g/L} \times 10^{-3} (20^\circ\text{C})$
分配係数	$\log_{10}P_{ow} = 3.2 (20^\circ\text{C})$

## 2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用法は以下のとおり。

作物名となっているものについては、今回農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

また、ラズベリー、グアバ等にインポートトレランス申請がなされている。

### (1) 国内での使用方法

#### ① 26.8%ピリオフェノンフロアブル

作物名	適用	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ピリオフェノンを含む農薬の総使用回数
小麦	うどんこ病	3000～4000倍	60～150 L/10 a	収穫3日 前まで	3回以内	散布	3回以内
きゅうり							
いちご							
なす		3000倍	100～300 L/10 a	収穫前日 まで			
ピーマン							
すいか メロン		3000～4000倍	200～700 L/10 a	収穫3日 前まで			
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">さやえんどう</span>							
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">トマト</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ミニトマト</span>		3000倍	200～700 L/10 a	収穫3日 前まで	3回以内	3回以内	
かぼちゃ							
りんご		3000～4000倍	200～700 L/10 a	収穫3日 前まで	3回以内	3回以内	
日本なし							
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">かき</span>		3000倍	200～700 L/10 a	収穫3日 前まで	3回以内	3回以内	
ぶどう							

#### ② 4.0%ピリオフェノン・15.0%イミノクタジンアルベシル酸塩顆粒水和剤

作物名	適用	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ピリオフェノンを含む農薬の総使用回数
きゅうり	うどんこ病	1000倍	100～300 L/10 a	収穫前日 まで	3回以内	散布	3回以内
いちご	灰色かび病				2回以内		
すいか	うどんこ病				3回以内		

② 4.0%ピリオフェノン・15.0%イミノクタジンアルベシル酸塩顆粒水和剤（つづき）

作物名	適用	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ピリオフェノンを含む農薬の総使用回数
かぼちゃ	うどんこ病	1000倍	100～300 L/10 a	収穫7日 前まで	2回以内	散布	2回以内

(2) 海外での使用方法

① 27.3%ピリオフェノンフロアブル（米国）

作物名	適用	使用液量	使用時期	使用回数	使用方法
きゅうり ブラックベリー ラズベリー ブルーベリー グアバ パッションフルーツ ぶどう	うどんこ病	0.3～0.366 L/ha (87.4～ 110.6 g ai/ha)	収穫当日 まで	3～4回以内 (年間投下液 量1.2 L/ha まで)	散布

ai: active ingredient(有効成分)

3. 作物残留試験

(1) 分析の概要

【国内】

① 分析対象物質

・ピリオフェノン

② 分析法の概要

試料からアセトニトリル・水（4：1）混液で、小麦は水を加えて膨潤後アセトニトリルで抽出し、HLBカラムを用いて精製した後、液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計（LC-MS/MS）で定量する。

定量限界：0.01 mg/kg

【海外】

① 分析対象物質

・ピリオフェノン

② 分析法の概要

試料からアセトニトリル・水・塩酸（50：50：1）混液で抽出し、遠心分離して上澄液を、LC-MS/MSで定量する。

定量限界：0.01 mg/kg

## (2) 作物残留試験結果

国内で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙 1-1、海外で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙 1-2 を参照。

## 4. ADI 及び ARfD の評価

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたピリオフェノンに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

### (1) ADI

無毒性量：9.13 mg/kg 体重/day (発がん性は認められなかった。)

(動物種) 雌ラット

(投与方法) 混餌

(試験の種類) 発がん性試験

(期間) 2 年間

安全係数：100

ADI：0.091 mg/kg 体重/day

マウスを用いた発がん性試験において、発生率は背景データの範囲内であったものの、雄で肝細胞腫瘍の発生頻度増加が認められた。遺伝毒性試験及びメカニズム試験の結果から、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。

### (2) ARfD 設定の必要なし

ピリオフェノンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったため、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。

## 5. 諸外国における状況

JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてラズベリー、グアバ等に、カナダにおいていちご、ぶどう等に、EUにおいてぶどう、大麦等に、豪州においてきゅうり、ぶどう等に基準値が設定されている。

## 6. 基準値案

### (1) 残留の規制対象

ピリオフェノンとする。

なお、食品安全委員会は、食品健康影響評価において、農産物中の暴露評価対象物質をピリオフェノン（親化合物のみ）としている。

(2) 基準値案

別紙2のとおりである。

(3) 暴露評価

1日当たり摂取する農薬等の量のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

	TMDI/ADI (%) <sup>注)</sup>
国民全体 (1歳以上)	4.4
幼小児 (1~6歳)	10.7
妊婦	4.6
高齢者 (65歳以上)	4.9

注) 各食品の平均摂取量は、平成17年~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI 試算式：基準値案×各食品の平均摂取量

ピリオフェノンの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験圃場数	試験条件 <sup>注1)</sup>			残留濃度 (mg/kg) <sup>注2)</sup>	
		剤型	用量・使用方法	回数		経過日数
小麦 (玄麦)	2	26.8%70アブ <sup>®</sup> ル	3000倍 散布 140, 150 L/10 a	3	3, 7, 14	圃場A:0.13 圃場B:0.36
いちご (果実)	2		3000倍 散布 150, 198 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:0.70 圃場B:0.96
なす (果実)	2		3000倍 散布 278, 257 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:0.20 圃場B:0.38
きゅうり (果実)	2		3000倍 散布 278, 281 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:0.12 圃場B:0.32
ピーマン (果実)	2		3000倍 散布 219, 237, 268 L/10 a	3	1, 3, 7, 14	圃場A:0.46 圃場B:0.28
すいか (果肉)	2		3000倍 散布 250, 222~272 L/10 a	3	1, 3, 7, 14	圃場A:<0.01 圃場B:<0.01
すいか (果皮)	2		3000倍 散布 250, 222~272 L/10 a	3	1, 3, 7, 14	圃場A:0.21 圃場B:0.24(3回, 3日)
メロン (果肉)	2		3000倍 散布 280, 300 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:0.02 圃場B:0.03
	1		3000倍 散布 222 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:0.02
メロン (果皮)	1		3000倍 散布 222 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:4.11
かぼちゃ (果実)	3		3000倍 散布 185, 271, 273 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A:0.10 圃場B:0.05 圃場C:0.26
りんご (果実)	2		3000倍 散布 450 L/10 a	2	1, 3, 7, 14	圃場A:0.26 圃場B:0.38
りんご (花おち、しん)	2		3000倍 散布 450 L/10 a	2	1, 3, 7, 14	圃場A:0.34 圃場B:0.78(2回, 7日)
日本なし (果実)	2		3000倍 散布 400, 480 L/10 a	3	1, 3, 7, 14, 21	圃場A:0.28(3回, 7日) 圃場B:0.42
日本なし (花おち、しん)	2		3000倍 散布 400, 480 L/10 a	3	1, 3, 7, 14, 21	圃場A:0.08(3回, 21日) 圃場B:0.26
ぶどう (果実)	1		3000倍 散布 333 L/10 a	3	3, 7, 14, 21	圃場A:1.12(3回, 7日)
	2		3000倍 散布 350, 357 L/10 a	3	3, 7, 14	圃場A:0.35(3回, 7日) 圃場B:1.60
かき (果実)	2		3000倍 散布 441, 420 L/10 a	3	3, 7, 14	圃場A:0.15 圃場B:0.28(3回, 7日)
	2		3000倍 散布 400, 429 L/10 a	3	3, 7, 14, 21	圃場A:0.36 圃場B:0.40
	2	3000倍 散布 420, 408 L/10 a	3	3, 7, 14	圃場A:0.33 圃場B:0.38	
ミニトマト (果実)	3	3000倍 散布 281, 278, 258 L/10 a	2	1, 3, 7, 14	圃場A:0.30 圃場B:0.37(2回, 3日) 圃場C:0.64(2回, 3日)	
	3	3000倍 散布 247, 300, 271 L/10 a	2	1, 3, 7, 14	圃場A:0.25(2回, 3日) 圃場B:0.14 圃場C:0.40	
さやえんどう (さや)	2	3000倍 散布 200, 174 L/10 a	3	1, 3, 7, 14	圃場A:0.32(3回, 3日) 圃場B:0.76	

注1) 適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

注2) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験(いわゆる最大使用条件下の作物残留試験)を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留濃度が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留濃度が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について( )内に記載した。

注3) 今回、新たに提出された作物残留試験成績に網を付けて示している。

ピリオフェノンの作物残留試験一覧表(米国)

農作物	試験圃場数	試験条件				残留濃度 (mg/kg) 注1)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
きゅうり	9	26.8%(w/w) 水和剤	91~94 g ai/ha (計368 g ai/ha) 散布	4	0, 3, 7, 9	圃場A : 0.035 (4回, 0日)
			89~93 g ai/ha (計361 g ai/ha) 散布	4	0	圃場B : 0.068
			87~89 g ai/ha (計352 g ai/ha) 散布	4	0	圃場C : 0.041
			85~87 g ai/ha (計346 g ai/ha) 散布	4	0	圃場D : 0.013
			85~86 g ai/ha (計342 g ai/ha) 散布	4	0	圃場E : 0.060
			88~91 g ai/ha (計359 g ai/ha) 散布	4	0	圃場F : 0.029
			85~89 g ai/ha (計345 g ai/ha) 散布	4	0	圃場G : 0.034
			86~90 g ai/ha (計350 g ai/ha) 散布	4	0	圃場H : 0.026
			84~87 g ai/ha (計342 g ai/ha) 散布	4	0	圃場I : 0.019
ぶどう	12	26.8%(w/w) 水和剤	89~91 g ai/ha (計360 g ai/ha) 散布	4	0	圃場A : 0.446
			88~92 g ai/ha (計360 g ai/ha) 散布	4	0	圃場B : 0.307
			85~88 g ai/ha (計347 g ai/ha) 散布	4	0, 3, 7, 10	圃場C : 0.273 (4回, 0日)
			91 g ai/ha (計365 g ai/ha) 散布	4	0	圃場D : 0.523
			88~90 g ai/ha (計357 g ai/ha) 散布	4	0	圃場E : 0.261
			86~88 g ai/ha (計350 g ai/ha) 散布	4	0	圃場F : 0.0869
			87~90 g ai/ha (計353 g ai/ha) 散布	4	0	圃場G : 0.232
			89 g ai/ha (計356 g ai/ha) 散布	4	0	圃場H : 0.382
			90~94 g ai/ha (計367 g ai/ha) 散布	4	0	圃場I : 0.232
			91~94 g ai/ha (計368 g ai/ha) 散布	4	0	圃場J : 0.194
			90~91 g ai/ha (計361 g ai/ha) 散布	4	0	圃場K : 0.393
			91~92 g ai/ha (計367 g ai/ha) 散布	4	0	圃場L : 0.165
ブルーベリー	10	26.8%(w/w) 水和剤	90~94 g ai/ha (計369 g ai/ha) 散布	4	0	圃場A : 0.466
			86~90 g ai/ha (計353 g ai/ha) 散布	4	0	圃場B : 0.374
			82~92 g ai/ha (計347 g ai/ha) 散布	4	0	圃場C : 0.636
			89~101 g ai/ha (計383 g ai/ha) 散布	4	0, 3, 7, 10	圃場D : 0.326 (4回, 0日)
			83~94 g ai/ha (計366 g ai/ha) 散布	4	0	圃場E : 0.365
			91~92 g ai/ha (計366 g ai/ha) 散布	4	0	圃場F : 0.600
			86~89 g ai/ha (計352 g ai/ha) 散布	4	0	圃場G : 0.168
			89~93 g ai/ha (計360 g ai/ha) 散布	4	0	圃場H : 0.596
			88~94 g ai/ha (計367 g ai/ha) 散布	4	0	圃場I : 0.115
ブラックベリー	6	26.8%(w/w) 水和剤	87~91 g ai/ha (計357 g ai/ha) 散布	4	0, 3, 7, 10	圃場A : 0.289 (4回, 0日)
			91~93 g ai/ha (計367 g ai/ha) 散布	4	0	圃場B : 0.075
			85~91 g ai/ha (計354 g ai/ha) 散布	4	0	圃場C : 0.432
			88~91 g ai/ha (計358 g ai/ha) 散布	4	0	圃場D : 0.565
			87~90 g ai/ha (計355 g ai/ha) 散布	4	0	圃場E : 0.311
			86~88 g ai/ha (計347 g ai/ha) 散布	4	0	圃場F : 0.250

注1) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験(いわゆる最大使用条件下の作物残留試験)を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留濃度が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留濃度が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について( )内に記載した。

注2) 今回、新たに提出された作物残留試験成績に網を付けて示している。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	1	1	○			0.13,0.36
トマト	1		申			0.14~0.64 (\$)(n=6)
ピーマン	1	1	○			0.28,0.46
なす	1	1	○			0.20,0.38(\$)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○			0.12,0.32(\$)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.7	0.7	○			0.05, 0.10,0.26(\$)
すいか	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
メロン類果実	0.2	0.2	○			0.02,0.02,0.03(\$)
その他のうり科野菜	0.3		IT	0.30	米国	【0.019~0.068(n=9)きゅうり(米国)】
未成熟えんどう	2		申			0.32, 0.76
りんご	1	1	○			0.26, 0.38
日本なし	1	1	○			0.28, 0.42
いちご	2	2	○			0.70, 0.96
ラズベリー	0.9		IT	0.90	米国	【米国ブラックベリー参照】
ブラックベリー	0.9		IT	0.90	米国	【0.075~0.565(n=6)(米国)】
ブルーベリー	2		IT	1.5	米国	【0.115~0.636(n=10)(米国)】
ハックルベリー	2		IT	1.5	米国	【米国ブルーベリー参照】
その他のベリー類果実	2		IT	1.5	米国	【米国ブルーベリー参照】
ぶどう	3	3	○			0.35,1.12,1.60(\$)
かき	0.7		申			0.15~0.40(n=6)
グアバ	2		IT	1.5	米国	【米国ブルーベリー参照】
パッションフルーツ	2		IT	1.5	米国	【0.0869~0.523 (n=12)ぶどう(米国)】
その他の果実	2		IT	1.5	米国	【米国ぶどう参照】

「登録有無」の欄に「○」の記載があるものは、国内で農薬等としての使用が認められていることを示している。

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、国内において農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

「登録有無」の欄に「IT」の記載があるものは、インポートトランス申請に基づく基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

ピリオフェノン推定摂取量 (単位:  $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$ )

食品名	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた数値 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
小麦	1	1	59.8	44.3	69.0	49.9
トマト	1	1	32.1	19.0	32.0	36.6
ピーマン	1	1	4.8	2.2	7.6	4.9
なす	1	1	12.0	2.1	10.0	17.1
きゅうり (ガーキンを含む。)	1	1	20.7	9.6	14.2	25.6
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.7	0.7	6.5	2.6	5.5	9.1
すいか	0.05	0.05	0.4	0.3	0.7	0.6
メロン類果実	0.2	0.2	0.7	0.5	0.9	0.8
その他のうり科野菜	0.3	0.3	0.8	0.4	0.2	1.0
未成熟えんどう	2	2	3.2	1.0	0.4	4.8
りんご	1	1	24.2	30.9	18.8	32.4
日本なし	1	1	6.4	3.4	9.1	7.8
いちご	2	2	10.8	15.6	10.4	11.8
ラズベリー	0.9	0.9	0.1	0.1	0.1	0.1
ブラックベリー	0.9	0.9	0.1	0.1	0.1	0.1
ブルーベリー	2	2	2.2	1.4	1.0	2.8
ハuckleベリー	2	2	0.2	0.2	0.2	0.2
その他のベリー類果実	2	2	0.2	0.2	0.4	0.2
ぶどう	3	3	26.1	24.6	60.6	27.0
かき	0.7	0.7	6.9	1.2	2.7	12.7
グアバ	2	2	0.2	0.2	0.2	0.2
パッションフルーツ	2	2	0.2	0.2	0.2	0.2
その他の果実	2	2	2.4	0.8	1.8	3.4
計			221.0	160.8	246.1	249.3
ADI比 (%)			4.4	10.7	4.6	4.9

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算値: 基準値案×各食品の平均摂取量

(参考)

これまでの経緯

平成23年10月7日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準設定依頼（新規：小麦、なす等）
平成23年11月15日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成24年11月26日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成25年4月17日	薬事・食品衛生審議会への諮問
平成25年4月24日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成25年10月22日	初回農薬登録
平成27年8月25日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：ピーマン、すいか、メロン、かぼちゃ、りんご、日本なし、ぶどう）
平成27年10月9日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成28年2月23日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成28年9月5日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成29年9月7日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成29年4月11日	残留農薬基準告示
平成29年9月6日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：トマト、かき等）
平成30年3月12日	インポートトレランス設定の要請（ブラックベリー、ブルーベリー等）
平成30年4月18日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成30年5月22日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成30年8月22日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成30年8月23日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- |        |                           |
|--------|---------------------------|
| ○ 穂山 浩 | 国立医薬品食品衛生研究所食品部長          |
| 石井 里枝  | 埼玉県衛生研究所副所長（兼）食品微生物検査室長   |
| 井之上 浩一 | 立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室准教授   |
| 折戸 謙介  | 麻布大学獣医学部生理学教授             |
| 魏 民    | 大阪市立大学大学院医学研究科分子病理学准教授    |
| 佐々木 一昭 | 東京農工大学大学院農学研究院動物生命科学部門准教授 |
| 佐藤 清   | 元 一般財団法人残留農薬研究所理事         |
| 佐野 元彦  | 東京海洋大学海洋生物資源学部門教授         |
| 永山 敏廣  | 明治薬科大学薬学部特任教授             |
| 根本 了   | 国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長       |
| 二村 睦子  | 日本生活協同組合連合会組織推進本部長        |
| 宮井 俊一  | 一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問        |
| 由田 克士  | 大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授   |
| 吉成 浩一  | 静岡県立大学薬学部衛生分子毒性学分野教授      |

(○：部会長)

答申(案)

ピリオフェノン

食品名	残留基準値 ppm
小麦	1
トマト	1
ピーマン	1
なす	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.7
すいか	0.05
メロン類果実	0.2
その他のうり科野菜 <sup>注1)</sup>	0.3
未成熟えんどう	2
りんご	1
日本なし	1
いちご	2
ラズベリー	0.9
ブラックベリー	0.9
ブルーベリー	2
ハックルベリー	2
その他のベリー類果実 <sup>注2)</sup>	2
ぶどう	3
かき	0.7
グアバ	2
パッションフルーツ	2
その他の果実 <sup>注3)</sup>	2

注1)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注2)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注3)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。